



Title	ネオリベラル多文化主義とカナダの謝罪の時代
Author(s)	マッケルヒニー, ボニー
Citation	未来共生学. 2016, 3, p. 33-68
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/56243
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ネオリベラル多文化主義と カナダの謝罪の時代*

ボニー マッケルヒニー

トロント大学人類学科准教授

要旨

政治学者は近年、私たちが「謝罪の時代」に生きているということを指摘している。すなわち、各国政府がある種の歴史的な過ちの謝罪を行っているという時代である。これは、1980年代後半から少なくとも10件の大きな謝罪を行ってきたカナダに顕著に当てはまる。その最初の事例であり、本稿で特に著者が注目しているのは、第二次世界大戦中に日系カナダ人に行われた強制収容に関する謝罪である。カナダではその他にも、先住民コミュニティに残る寄宿学校の名残、イヌイットの北極圏への強制移住、カナダに移住した中国人への人頭税課税、アフリクビル（ノバスコシアの黒人居住区）の破壊などに対しても謝罪が行われてきた。このような謝罪は個別に検討されることが多く、また政治的観点からは（各人種または民族グループの）国家への包摂もしくは（先住民の）民族主権に向けた運動と考えられている。それに対して本稿では、これらの謝罪を総括的に考察することの重要性を主張する。総括的な考察により、謝罪の増加をもたらした政治経済的ダイナミクスの一端を説明したうえで、謝罪の増加がカナダ国家における著しい新自由主義的な変化と並行して起きている理由と経緯を説明し、またカナダにおいて多様性がどう理解されているのかを明らかにする。

目次

- はじめに
- 1. カナダの多文化主義
- 2. 「謝罪の時代」とは何か
- 3. カナダにおける謝罪
- 4. 謝罪についての歴史的説明——記念と脱植民地化
- 5. ネオリベラル多文化主義——もう一つの歴史的説明
- 6. 再び、謝罪について

キーワード

謝罪
カナダ
新自由主義
多文化主義
日系カナダ人

* 本稿は原文英語原稿を日本語に翻訳したものである。

はじめに

詩人であり人権活動家であるロイ・ミキ教授は、著書『リドレス——日系カナダ人による正義の要求の内幕』(Miki 2004)の中で、第二次世界大戦中および直後のカナダにおいて受けた損害に対する認識と補償を政府に求める日系カナダ人運動について、ある内部関係者が詳しく語った内容を紹介している。1998年に発表されたりドレス(公式謝罪と補償)合意の主な内容は、次のようなものであった。強制収容、国外退去、移住の対象となり、また財産や基本的自由および権利を喪失した日系人に対し一人当たり21,000ドル、日系カナダ人コミュニティが福祉と人権を促進するための教育・社会・文化活動に取り組むための資金として1,200万ドル、民族融和と異文化理解の促進に向けた活動を行うカナダ人種関係基金(Canadian Race Relations Foundation)の設立費用として1,200万ドルを提供し、国外退去を強いられたり市民権を剥奪されたりした人々に対してカナダ市民権を付与するというものである¹。

この合意から16年が経過した現在、カナダ政府がその他のリドレス要求にまだ対応していない状態にあることから、ミキはこの合意は、貿易自由化の時代が到来する前の、自由主義とカナダのナショナリズムの「最後のあえぎ」²の一つではないかと考えている。彼は、日加リドレス合意と米国との自由貿易協定(後に北米自由貿易協定[NAFTA]へと発展)が同じ年に批准されたことを指摘し、ここにはカナダのアイデンティティ偏重の時代の終わりが示されているようだと言っている。この時代の終焉は、公用語法(1969年)、多文化主義政策(1971年)、カナダ憲法移管(1981年)、カナダ人権憲章の制定(1982年)、そして世界初の多文化主義法の制定(1988年)に象徴されている。このようなカナダのアイデンティティ重視は、「文化的ナショナリズムが多国籍企業とグローバル市場の力に取って代わられた」(Miki 2004: 10と24を参照)ために、もはやその重要性を失っている。それにもかかわらず、日系人に対するリドレス合意がなされ、ミキの著書が発表されて以来、カナダでは謝罪やその他の形でのリドレスが急増した。1985年以来、カナダは10件の大きな謝罪を行った(それぞれの詳細については後述する)。これらの謝罪は、個別のコミュニティグループの要請を受けたものであり、その研究も個別に行われてきた。しかし本稿で

は、(ヘンダーソンとウェイクハムの近年の研究『和解するカナダ』(Henderson and Wakeham 2013)と同じく)総括的にこれらの謝罪を分析し、このようなリドレス運動の高まりが、カナダの各レベルの政府による多様性の理解のしかたや政府自体の在り方の変化について何を意味しているかを考察する。ヘンダーソンとウェイクハムによる指摘でこれからいっそう注目しなければならないことは、複数のリドレス運動が、時には相互に強化しあい、また時には相対的な主張につながりうるということである(Henderson and Wakeham 2013: 6)。リドレス運動の急増は、謝罪やある種のリドレスが、自由主義的な包摂の複雑な戦略であるばかりでなく、まさにネオリベラル多文化主義が具現化したものであることを示している。そうであるなら、日系カナダ人のリドレス合意は、自由主義と文化的ナショナリズムの「最後のあえぎ」としてではなく、新たな形態のネオリベラル政治の前兆として捉えることができる。

本稿では、まずカナダにおける多文化主義および世界中にみられる謝罪の増加の歴史的背景を考察し、カナダ政府による謝罪について説明する。ここでは、これと同じような考え方が、トロント大学における2014年と2015年の未来共生プログラムの「多文化主義とその批評(Multiculturalism and its Critics)」のカリキュラムにどのように盛り込まれているかについても述べる。そのうえで、新自由主義的な変革期にあって、謝罪が何を意味しどのような働きをするかという問題に立ち戻る。謝罪のすべての側面が新自由主義的なものではないことは強調しておかなければならないが、そのいくつかの側面はまさしく新自由主義的であり、このことはこれまで謝罪の他の面ほどには注目を集めてこなかった³。最後に、カナダにおける多様性の概念の変化に、謝罪がどのように影響しているのかについて見解を述べ、これを様々な「共生」の方法と比較検討する。

1. カナダの多文化主義

カナダは、世界で初めて公式に多文化主義政策を実施した国として、またオーストラリアやオランダがそれぞれ独自の多文化主義政策から撤退する中にあって、今なお多文化主義が享受されている国として高い評価を得ることが多い。

ここでは、アブ・ラバンとガブリエール (Abu-Laban and Gabriel 2011)⁴ による詳細かつ簡潔な概説を参照しながら、カナダの多文化主義政策の歴史を概観する。2014年8月と2015年5月にカナダのトロントで行われた未来共生プログラムサマースクールにおいて、受講生たちはカナダの多文化主義の歴史とそれに関する批評について講義を受けた。彼らはまた、現在まさに議論されている重要な側面を示すような組織と現場を視察した。

のちに「カナダ」と呼ばれるようになった場所には、もともと数百もの先住民民族が居住しており、そこに英国とフランスから2つの重要なグループが入植してきた。英国がフランスとの戦いに勝利したのちに英国系カナダ人が優勢となり、この状態は、1960年代に他の公民権運動や脱植民地化運動との複雑な対話の中でフランス系カナダ人のナショナリズムが勢いを増すまで続いた。当初、政府は「二言語二文化主義に関する王立委員会 (Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism)」を招集したが、他の先住カナダ人を除外したことでたちまち非難された。この結果、1970年代初頭に二か国語の枠組み内での多言語使用主義が形成されることとなった (Haque 2012)。アブ・ラバンとガブリエールが指摘している通り、この政策は、ケインズ主義的福祉国家の要請の枠組み内のものであり、4つの主な側面を持っていた。すなわち、民族集団の文化を維持するための国家資金提供、彼らのカナダ社会への参加を阻む文化的障壁の克服、文化交流の促進、移民のための公的な言語教育の4つである (Abu-Laban and Gabriel 2011: 108)。文化に焦点が置かれているという点について、この政策が象徴的なものであり、権力関係の変更や人種主義への対処を進める上では効果がなく、コミュニティ内における階級およびジェンダー関係が無視されていると多くの人々が批判し、また各コミュニティとカナダ国家との関係のあり方についても批判的であった。多文化主義は、各政党や少数民族協会のリーダーたちに急速に受け入れられていったが、フランス系カナダ人 (特にケベック州の人々) は、国家における彼らの地位に対する主張を弱めるものとしてこれをとらえる傾向があった。先住民たちは、とりわけ自らの民族が「単なるその他大勢の民族の一つ」として扱われ、個々の民族的地位が無視され、既存の条約 (あるいは進行中の交渉) が無視される以上は、多文化主義は植民地主義を継続するための手段であると考えた。2015年の未来共生プログラムに

参加した学生たちは、ネイティブ・カナディアン・センター (Native Canadian Centre) が主催するトロントのバスツアーに参加し、ファースト・ネーション⁵ の視点からトロントの歴史を学んだ。このツアーに関しては、「ファースト・ストーリー」というアプリケーションが開発されており、これをダウンロードすれば、先住民の視点からの「異なる歴史」を学ぶことができるようになっている。また学生たちは、移民の波をこれまでに幾度も経験したケンジントン・マーケットでフィールドワークを行った。

1980年代初めに人種間の関係がにわかに注目されたが、実質的な制度的介入を行うだけの資源や手段が乏しく、対策は不十分だと評された。1980年代のカナダ政府は、イギリスから憲法改正権の移管を行い、新たに定めた人権憲章 (Charter of Rights and Freedoms) ではカナダの多文化的遺産を認めることの必要性を明記した。さらに連邦政府は、1988年までに世界初の多文化主義法 (Multiculturalism Act) を可決した。この法律では、「多文化主義は、カナダ社会の文化的・民族的多様性を反映し、カナダ社会を構成するメンバー全員の文化的遺産を保存・強化・共有するために彼らの自由を認めるものであると認識され、かつこの認識を促進する」ことを国策として定めている。1991年には、政府に新しく「多文化主義・公民権部 (Department of Multiculturalism and Citizenship)」が設置された。この部局は当時は経済的支援をほとんど受けていなかったが、多文化主義の重要性を強調する象徴的存在となった。

1980年代においても、多文化主義は市民の利益ではなく (もしくはそれに加えて)、まずビジネス利益に結びついていった。多文化主義はカナダのグローバルな競争力を高めるものとして、いっそう認知されていった。1986年、トロントにおいて「多文化主義はビジネスになる (Multiculturalism means Business)」をテーマに会議が開催され、同様のテーマで学校教育のカリキュラムが開発された (Abu-Laban and Gabriel 2011: 110)。ブライアン・マルルーニー首相は、「我々の多文化主義的な特質は、世界に売り込む際に有利に働く」 (Abu-Laban and Gabriel 2011: 111) と主張した。2014年の未来共生プログラムにおいて、学生たちはトロント地域移民雇用審議会 (Toronto Region Immigrant Employment Council : TRIEC) を訪問したが、TRIECは移民の適切な就職を重視し、主に経済的な観点から多様性をとらえている団体である。後述するとおり、多文化

主義政策は後に再策定されるが、最初の謝罪はこの時期（1980年代）に行われ、その後に一連の謝罪が続くことになった。

カナダ国家が、反人種差別・反植民地主義的な立場からの批判をただ無視したのではないことは明らかである。そうではなく、政府はそれぞれの批判に選択的に対応した。カナダの新しい謝罪政策は、過去30年における様々な対応策のうちの一つである。しかし、謝罪についてのこれまでの研究は、その大半が各事例を個別に研究するものであり、謝罪につながったコミュニティの結集の形態、政府の対応あるいは抵抗、最終的な謝罪のあり方にとりわけ関心が向けられた。しかし個別の歴史を考察するだけでは、複数の運動が相互に影響しながら形成される経緯や、カナダにおける「人種化（racialization）」に関する政治的な変化が考慮されない。カナダの人種化と植民地主義についての研究は、カナダで生まれた人々と移民との関係（とりわけそれが白人と非白人の関係として認識される場合）あるいは白人と先住民との関係に焦点を当てることが多いが、それぞれのグループが他のグループとの関係においてどう位置づけられているかを十分に考慮することはまれである。一部の研究者はこれを、「先住民と移民の視差のずれ（Aboriginal-immigrant parallax gap）」と呼んでいる（Bauder 2011; Byrd 2011）。このようなずれや差異が生じた一つの原因は、先住民グループが抱く懸念である。先住民グループは、カナダの多文化モザイクの中で、彼らが単に国内におけるその他大勢の一つにすぎない少数民族とみなされること（植民地主義やカナダの国家権力に異議を唱えるのではなく、永続させようとする動き）を懸念し、そうではなく、連邦政府が国際協定のような関係を結ぶべき独立した民族として認められることを望んでいる。それでもなお、どのように人種化と植民地主義が機能するかを完全に理解するためには、「植民地化を進める国家がつくった複雑な人種的ヒエラルキーに焦点を当てる必要がある。それらの国家は、移民と先住民の間の力関係のみならず、カナダのヒエラルキーの中で白人よりも低いが先住民よりも高い位置にある他の人種グループ間での力関係をも導入し維持してきた」（Thobani 2007: 17）という認識が高まっている。デネ族の活動家、ジョルジュ・エラスムス（Erasmus 2011）は、近著『カナダの教化——文化的多様性というレンズを通した和解』の序文において、先住民族ヒーリング財団（Aboriginal Healing Foundation）は、

新しいカナダ人および英国・フランスの伝統的な移民コミュニティ外の人々のまなざしに焦点を当てた研究が必要だという考えを述べた。「カナダが多文化国家であり、その国民は世界各地から集まり、和解に関するすべての話し合いには、近年カナダにやってきた人々の視点も、家族の歴史を西ヨーロッパの植民地国家の時代以前にさかのぼるような人々の視点もともに採り入れる必要があるから」である（Erasmus 2011: vii）。エラスムスはまた、植民地化、戦争、ジェノサイド、破壊などのあった場所からカナダに移住した人々は、歴史的なトラウマに対する重要な洞察を得ている可能性が高いことを指摘している。

本稿は、これらの謝罪を総括的に検討することにより、様々な人種グループや先住民族の関心事に個別的に注意を払いつつもそれらを統合しようとする新しい研究に貢献する。本稿では記録史料の原文調査は行わないが、それぞれの謝罪に関してこれまでに行われてきた分析を引用し照らし合わせる。いつ、どこで謝罪が行われるのか。「謝罪談話」はどのような道筋を辿るのか。ある謝罪がその後の謝罪にどのような影響を与え、あるいは与えないのか。どのような行為が謝罪の対象とはならないのか。謝罪はどのような効果を持ち、あるいは持たないのか。和解が賠償、復興、リドレスに結び付くことがあるならば、それはいつどのようにして起こるのか。本稿で用いる統合的な手法によって、こうした問題を射程に入れつつ、なぜ今日において謝罪が行われているのか、謝罪が国民国家に対してどのような効果を持つのかを考察することができる。

また本稿では、トロントでの未来共生プログラムで学生に用意されているカリキュラムの例も紹介する。私たちは、「多文化主義」や「共生」の概念に記号化されている多様性の理解に対して比較論的な視点を開発したいと考えている。その目的は、多様性を理解するための様々なアプローチがいつどのようにして生まれたのかについて理解を深め、またそれらのアプローチの長所と不十分だと考えられる点とを慎重に考察することである（本号で、佐塚とオオツキはこの問題をより深く検討している）。2014年のクラスでは、学生たちは謝罪に関する資料を読み込み、私たちと共にこれらの問題を検討した。日系カナダ人へのリドレスの問題のように、複雑に絡み合った歴史に注目しながら留意すべき点（謝罪が何を意味し、いつ謝罪すべきかなど）についての認識を共有することは、特に有益なアプローチの一つである⁶。

2. 「謝罪の時代」とは何か

政治学者は近年、私たちが「謝罪の時代」に生きていると指摘している。すなわち、各国の政府がある種の歴史的な過ちを謝罪するという時代である(Howard-Hassman and Gibney 2008; Nobles 2008)。近年出版された小説『イーティング・クロウ』でも、国際的な謝罪における専門家の役割のパロディが描かれている(Rayner 2004)。政治学者のメリッサ・ノーブルスは、著書『公式謝罪の政治』で、1965年以降に行われた国家元首、政府、宗教団体による72の「謝罪」(特に1980年代半ば以降に国家間で行われた66の謝罪)をリストアップしている(Nobles 2008: 155)。ノーブルスのリストには、タイガー・ウッズやビル・クリントンなど有名人による不倫の謝罪(米国では重要な政治ジャンルである)や、企業による謝罪(例えば、2010年、トヨタ自動車社長の豊田章男による、アクセルペダル不具合による死亡事故とそれに関連する完全リコールについての謝罪など)は含まれていない。このような謝罪はすべて急速に広まったが、それぞれをより深く理解するためには、これらを総括的に分析することが必要となる。ノーブルス(Nobles 2008)のリストには、ドイツ首相ヴィリー・ブラントがワルシャワのゲットーを訪問した際に行った謝罪、日本の中曽根首相が英国のジョン・メージャー首相に行った、第二次世界大戦中に日本が英国(特に戦争捕虜)に与えた被害に対する謝罪、南アフリカのF・W・デクラーク大統領による人種隔離政策(アパルトヘイト)の謝罪、ネルソン・マンデラによる、アフリカ民族会議(African National Congress: ANC)が政敵とみなした人々に行った残虐行為の謝罪、などが挙げられている。謝罪とは、民族国家間だけではなく、一つの国家の中でも行われる場合がある。例えば米国では、ビル・クリントンは48年に及ぶタスキーギ梅毒実験(アフリカ系アメリカ人の被験者が治療されず放置された)の生存者に謝罪し、またハワイ併合に関しても謝罪しており、さらに複数の州知事が1980年代に州内で避妊手術を強制したことに対して謝罪している。ここに挙げた「謝罪」の概念は明らかに広いものであり、遺憾の意や自責の念を表明すること、不正行為を認めること、「(不正行為を)承認すること」などに及んでいる。しかしこれらの違いは重要である。話し合いや合意を進める際に、交渉や主張の焦点になるからである。ある謝罪が

他の謝罪よりも激しい論争的になる場合、または謝罪が相手に受け入れられる可能性がより低い場合に、その理由をこれらの違いから(全てではないとしても部分的には)説明できる。例えば、日系カナダ人に関するリドレス合意をめぐる話し合いにおいては、「謝罪(apology)」、「遺憾の意の表明(expression of regret)」、あるいは「(不正行為の)承認(acknowledgement)」という言葉のどれを使用すべきかについて、コミュニティの活動家や政府関係者が様々な意見を交換した。ミキ(2004: 185)によれば、政府はある時点で「遺憾の意」(Miki 2004: 317)という表現の使用を提案したが、コミュニティ側のメンバーはそれでは手ぬるいと感じ、さらに「謝罪」という表現に対しても懐疑的であったという。コミュニティ側は、政府の謝罪はあまりにも安直なジェスチャーであり口先だけのものだと捉えていた。彼らは、カナダ政府がさらなる説明責任から逃れるために、日系カナダ人の立場を単に政治的支援を求める被害者として描こうとする政治的なジェスチャーにすぎないと考えたのである(Miki 2004: 265; 270)⁷。彼らは「承認」という言葉の方を好んだ⁸。

3. カナダにおける謝罪

日系カナダ人に関するリドレス合意は、カナダで最も早期に行われた公式謝罪であるが、現在までにこの他にも謝罪は多数行われてきた。1985年以降、カナダは大きな謝罪、謝罪に準じる行為、あるいは「和解声明」を10件行った⁹。これらの謝罪はいくつかのグループに大別される。まず、カナダへの入植の過程で、先住民を移住させたり強制収容したりしたこと(寄宿学校への強制入学およびカナダ北部の北極圏地域への移住)に対する謝罪が数件ある。それから、第一次世界大戦およびとりわけ第二次世界大戦中に、国家の脅威になりうるとみなされて拘留あるいは移住の対象となったウクライナ系、イタリア系、日系の人々(カナダ市民も含む)に対する謝罪(あるいは要請を受けての謝罪)も数件ある。それから、カナダへの移住や入国を規制されたことがあったが、今では重要な政治的勢力となっているグループ(中国系、南アジア系)に対する謝罪もいくつかある。また、現在では違法とされているその他の排除行為(現在のノバスコシア州、ニューブランズウィック州、プリンスエドワード島におい

て英国がフランス語を話す住民を追放したことや、ハリファックスにおけるカナダ黒人の強制退去)に対する謝罪も数件ある。このような事例の中には、当初のリドレスの形態が不適切であるとされ、さらなる謝罪あるいはリドレスの試みがなされたものもある(例えば、カナダ北極圏地域への移住、中国人に対する人頭税課税、寄宿学校、駒形丸事件に対する謝罪)。謝罪やリドレスが常に修正される必要があったということは、それらが不完全だったというよりも、謝罪やリドレスが常に不完全にしか行けないということを示している。この点については、結論でもう一度言及する(「付録」に各謝罪の概要を記載している。ここではどのようなグループが謝罪対象となったか、および何らかのリドレスがそれに伴ったかどうかを併せて記している)。

それぞれの謝罪やリドレスは、文章の長さ、行われた場所、他のリドレスとの関連の有無という点でそれぞれ大きく異なっている。特筆すべきことに、これらのうちで最も早期に行われたのは、1988年、日系カナダ人に対する第二次世界大戦中の強制収容に関してなされた承認と謝罪であった。この時期に謝罪がなされたことは興味深い。この強制収容は最も初期に実施されたものでもなく、その対象が、特定の国家を出自とし、多大な政治的影響力をもちうる有権者層のうち最も多数派の人々だったわけでもないからだ。これは独立したある一つの行為に対する一度限りの謝罪として行われたが、他の一連の謝罪要請の口火を切る結果となった。それらの謝罪は様々な形態をとったが、そのうちのいくつかは他よりも受け入れやすいと思われた。

政治学者のマット・ジェイムス (James 2008) は、国家によるその他の行為と比較して、どのような謝罪がどのように機能するのかを考察した。少数派の人種あるいは先住民のグループにとって、謝罪は民族の一員であることの意義や歴史を変える一助となるかもしれない。謝罪は、判断を下し、責任の所在を特定し、歴史を承認するという点で、「モニュメント」や「声明」とは異なる。非先住系の人種グループにとって謝罪とは、国家に対する完全な包摂への要請や形式的平等の実現がかなわないという事実に対して求められるものである。そして先住民系のグループにとっては、彼らの民族の主権を認めてほしいという要請である。ジェイムスはまた、謝罪には法的な拘束力がなく、公の議論が開かれていることから、謝罪は「裁判」や「訴訟」とも異なるということを指摘してい

る。謝罪は(必ずしも個人的でなく)集団的な罪とするための行為である。それは訴訟を回避し、あるいは個人の責任にしないための方法である(確かに、調停や不正行為に関する一部の文献では、長期にわたる訴訟を避けたり、解決にかかる費用削減のために状況を緩和したりする上で、謝罪が果たしうる役割が重要なテーマになっている)(Bartels 2000; Cohen 1999; Pavlick 2002; Robbenolt 2005; Todres 2006)。ゆえに、謝罪は過去の現在に対する関係を認識するものである。謝罪によって歴史を変えることはできないが、歴史を説明することはできる。被害をなかったことにしたり過去を消したりすることはできないが、現在を変えることはできるのである。この先で改めて検討するが、謝罪には感情的な要素が含まれることが重要である。このような理由から、謝罪は、それが十分なものではなくても、和解のために必要とされる場合が多い。どのような点で不十分であるかに関しても、この先で検討していく。カナダ先住民族会議 (AFN) で当時、ナショナル・チーフ (National Chief) を務めていたフィル・フォンティーン (Phil Fontaine) は、先住民の強制収容とその子どもたちを寄宿学校に強制的に入学させ虐待した (フォンティーン自身もこの経験者である) ことに対して、カナダ政府の公式謝罪 (遅きに失した感があるが) を要請する公開状を2008年に提出した。公開状には謝罪に含まれるべき内容が記載され、その最後は以下のように結ばれていた。「真摯な謝罪の力は、人間の基本的ニーズを満たす。それは被害を受けた人々の傷を癒すことができる。それは信頼を築く助けとなる。それは人間の尊厳と自尊心を取り戻すことができる。それは和解への最初のステップとなる。真摯で誠実な謝罪によって、世界における正義の総和を増やすことができるのである」(Henderson and Wakeham 2013: 334)。

ジェイムス (James 2008: 139) は、個人間の謝罪と政治的な謝罪とを区別する特徴について述べている。彼は、意義ある謝罪に関する7つの評価基準をつくり、その論文の発表時点でカナダ政府が行っていた謝罪のそれぞれについて、各基準の到達度を評価した¹⁰。ジェイムスの基準は、規範的というよりも説明的で発見的であった。これらの基準を用いて、彼は様々な謝罪の強さ、カナダの歴史との整合性、そしてどの謝罪がより誠意を感じさせるかについて評価を行った。彼の研究は、言語行為と他の形態でのリドレス¹¹との関係をどのように理解すべきかという疑問を喚起し、謝罪を伴わないリドレス (例えば北極圏への

移住に対するもの)は強制的な和解であり、実効性のあるリドレスを伴わない謝罪(例えば中国人への人頭税に対するもの)は空虚なものにすぎないだろうと指摘した。先住民の活動家たちは、ファースト・ネーションを取り込もうとするリドレスは、どんな形であれ脱植民地化のための行為ではなく、ある種の封じ込め政策だと述べている(cf. Alfred 2009; Coulthard 2011; Henderson and Wakeham 2013; Kelly 2011; Llewellyn 2011; Mathur et al 2011; Million 2013; Rice and Snyder 2011)。また、和解や承認やリドレスよりも、むしろ先住民の復興に焦点を当てるべきだとする意見もある。

しかしながら、謝罪の要請が拒否された場合の状況をみれば明らかなように、謝罪が行われなければ亀裂が深まり問題が悪化する。まさにこれは、日本の安倍晋三首相が戦時中の日本の行為をどう理解しているかをめぐる議論の主題となっている。一部の研究者(Howard-Hassmann and Gibney 2008)は、新しい国際秩序を象徴するものとして、謝罪を楽観的にとらえている。しかし謝罪を、一過性で意味がなく、不適當で、さらにはもみ消しのための道具に過ぎないとみなす研究者や、許しを請うための道具と考える研究者もいる(Miyagawa 2011: 358)。また賠償は、謝罪のみが行われる場合のように「口先だけのもの」と受け止められることがまずないため、過去の不正行為に対処するためのより効果的な方法だと考える研究者もいる(Nobles 2008)。しかしノーブルスは、謝罪を伴わない賠償も、意に満たないと感じられることが多いと述べている。彼女は、政治参加に関する要求には、補償では対応できないが謝罪では対応できると論じている。補償も謝罪も、未来を変えようとする意図でなされる。補償は債務が清算されたことを示し、時には謝罪も同じことを示す。しかし、補償も謝罪も、未来に向けたものでもあるだろう。だが、謝罪によって何かなされ何かなされないのかを評価しようとする説明は、謝罪の肝心な点を見落としている。つまり、なぜ今それが行われているのかが十分に説明されていないのだ。なぜ、後期資本主義のこの時代、新自由主義の傾向が強いこの時代に、謝罪が行われているのだろうか？

4. 謝罪についての歴史的説明——記念と脱植民地化

ノーブルス(Nobles 2008)は、世界各地の事例を検討し、近年行われた謝罪のいくつかは第二次世界大戦中の行為と関連していることを確認した。カナダで行われた謝罪のうち数件(ウクライナ系カナダ人のために要請された謝罪、日系カナダ人・ユダヤ系カナダ人・[より非公式な形ではあるが]イタリア系カナダ人に対する謝罪)もまた、第一次世界大戦および第二次世界大戦中に、特定の民族と人種の人々を完全な市民として処遇しなかったことに関するものである。このような行為は、特にフランス人とアングロ・サクソン人といった白人の西欧人をはじめとする人々を、想定されるカナダ市民であり特権的な市民であるとして高く位置づけていた(Thobani 2007を参照)。また重要なことに、彼らはキリスト教徒である可能性が高いので、このために、罪、告白、寛容が重視されるのである(Howard-Hassman and Gibney 2008も参照)。これらの謝罪は、対象となる行為の50周年前後、少なくともその被害を受けた人々が生存しているうちに行われている。興味深いことに、ウクライナ系カナダ人が第一次世界大戦中に受けた不当な扱いに対する謝罪要請は、直接的な被害者が全員死亡した後に取り下げられた。このように戦時中の行為についての謝罪に注目すると、当該国の政府が、そのような排他的行為が異例のもので限定的だと主張することが(またその他の損害についても、謝罪を要するものの範疇に属さないと主張することも)可能になるのである(Henderson and Wakeham 2013も参照)。

ノーブルス(Nobles 2008: 7)は多くの謝罪あるいはそれよりも少し弱い反省の表明が、植民地支配の終結、もしくはその周年記念などの重要な時期に関連していると述べている。例えば、1965年に日本の外務大臣椎名悦三郎が、日韓両国にとって不幸な期間があったことに遺憾を表明したこと、ドイツ大使が現在のナミビアで20世紀初頭に起きた大虐殺に対する深い遺憾を表明したこと、ベルギー政府が旧植民地コンゴの初代首相暗殺に関与したことに遺憾を表明し謝罪を行ったこと等がこれに当たる。同様に、謝罪は南アフリカのアパルトヘイト体制の終焉にも関連していると理解することができるだろう。

しかし、カナダにおいて「開拓者植民地主義」(settler colonialism)は続いてい

る。このような謝罪はすべて、各人種グループをさらに国家に包摂しようとする試みと理解することができるが、それは先住民にとって最も物議をかもし問題である。先住民は、彼らを包摂しようとする試みへの異議を明確に示しており、彼ら自身の主権を主張しているからである。カナダの先住民に対して行われた3つの謝罪(オーストラリアの先住民グループへの謝罪も同様の機能を持っている)は、植民地主義はすでに終わっているもの、過去のものと先手を取って宣言しようとするものである。これに対し、先住民グループは異議を唱えている。オーストラリアの学者パトリック・ウォルフは、開拓者植民地主義とは「構造であって事象ではない」と述べている(Wolfe 2006: 388)。すなわち、開拓者植民地主義は、ヨーロッパの移民国家と先住民が接触した時点に限り起こるものではなく、これを永続させるための継続的な一連の政策や行為であるという(カナダやオーストラリアでは、土地収用、子どもを親から引き離すこと、先住民とみなされる人々を規制する法律の制定、改宗などもこれに含まれる)。こうした性質とは対照的に、謝罪は開拓者植民地主義を過去の行為とみなして、これらの構造的な懸念には対処しない。

謝罪が現在行われている理由についてのノーブルス(Nobles 2008)によるこれらの説明は、政治的な観点からなされている。このため、概して、謝罪によってなされるはずのもの——すなわち、遺憾の意を表明し、和解と国家への包摂を実現すること——に沿う方法で謝罪を説明しがちである。しかし、政治を異なる枠組みで考える他の説明も可能だ。自由党と保守党の双方が謝罪を拒んだが、興味深いことにアジア系カナダ人が選挙の勝利のかぎを握るとみられた接戦の最中では、保守派層は謝罪の拒否から検討する方向へと揺れた(Henderson and Wakeham 2013)。謝罪を時系列的に評価する一つの方法は、第二次世界大戦以降についての謝罪に時期を特定し、その後の脱植民地化のプロセスをみていくというものだ。しかし、もう一つの方法として、謝罪が1980年代半ばに始まっていることに注目することができる。多くの研究者(例えばHarvey 2005)がまさにこの時期を、被害者側の多くの国において新自由主義的な経済改革が着手されたことと関連付けて考えている。では、謝罪は新自由主義的な変革にどのように関わっているのだろうか？

5. ネオリベラル多文化主義——もう一つの歴史的説明

本節では、カナダにおいて多文化主義とその理解がどう変化しているかを、新自由主義的な経済および政治の変化を背景としてより広範に検討している研究者の手法を検討してみたい。彼らは行政や財政の構造における変化、また多様性が尊重される理由や時期の変化、またなぜ感情や感情的な反応の管理が最近の議論の中心となっているのかについて注目している。

政治学者マット・ジェイムス(James 2013)は、政府の構造改革や資金にまつわる問題に関心を持っている。彼は、新自由主義的政策のもとでの政府の構造改革は、各組織が政府や社会と意思疎通を図る方法を改善しようとする試みであると述べている。ジェイムスはこれを、「遺産の新自由主義的リドレス」(neoliberal heritage redress)」と呼んでいる。1980年代と1990年代初めにかけて、謝罪が貿易の自由化、経済の自由化および政府の縮小のための政策と同時期に行われたのは偶然ではない。リドレスは自由主義(リベラリズム)の「最後のあえぎ」の一部ではなく、むしろ新自由主義(ネオリベラリズム)の兆候と合致している。ジェイムスの主張によれば、「ネオリベラル多文化主義」は、多様性のもたらすビジネスあるいは貿易上のメリットに焦点を当てて多様性の恩恵を数えあげることにより、正当な形態の多様性と正当でない形態の多様性を識別し、また反人種差別や反植民地主義の活動家による国家に対する正当な要求と正当でない要求とを識別する政府のやり方である。彼はこれを「社会運動多文化主義(social movement multiculturalism)」と対比している。ジェイムスは「社会運動多文化主義」を、不当な行為への注意を喚起し、特定の民族集団を労働団体や反人種差別グループその他の革新的な組織に結び付けている活動家のネットワークを強化するものと考えている。また、1990年代からカナダの多文化主義政策は変化したという。その管轄が独立した省庁からカナダ文化遺産省の小さな部署、その後に市民権・移民省へと移ったため、各グループは一回限りの交付金をめぐって争うようになり、経済的に弱体化して政府の支援に依存するようになったのである。ジェイムスは、このような変化が、社会的不公平や反人種差別に焦点を当てた従来の取り組みを弱体化するプロセスの一環であったと主張している。

それに代わって現在では、民族的な遺産ではなくカナダの遺産に、そして（現在、ヨーロッパやオーストラリアにみられる統合論と同様に）社会の一体性に焦点が当てられている。例えば2005年、カナダ文化遺産省の多文化理事会内で、新しく「承認・表彰・教育（Acknowledgement, Commemoration and Education）プログラム」、略称ACEプログラムが立ちあげられた。ACEプログラムは、2006年に「コミュニティ歴史認識プログラム（Community Historical Recognition Program）」に取って代わられたが、これは政権政党が変わったことによるもので、機能は同じであった。二つのプログラムとも、社会の一体性、カナダのアイデンティティ、多文化理解に即したものでなければならないという一定の条件を満たしたプロジェクトに対する資金提供を行ったが、これは草の根団体が行う擁護活動を規制するためのツールとして利用された。しかし、謝罪はカナダ・ブランドを維持するのに役立つが、それはますます弱体化しているとヘンダーソンとウェイクハム（Henderson and Wakeham 2013）をはじめとする一部の研究者らは述べている。カナダ・ブランドとは、カナダといえば善意による支援、平和維持活動、多文化主義だと連想させることで、南で国境を接する米国という超大国との差別化を図ろうとするものだ。寄宿学校に関する謝罪を行った後に、真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission、略称TRC）を設立したことで、カナダは最初の「確立された民主主義国」を、そしてTRCを設立した最初のG8国家を名乗ることが可能になった。

本誌の脇阪による「共生」を理解する様々な方法についての考察では、新自由主義と社会運動多文化主義とのこうした区別と同様の区別が行われている。彼は、1980年代の地域に根差した社会運動の中で、日本の少数民族が受けた不平等に対するリドレスを行うのに必要な、共生と共闘についての早期の理解が生じたと指摘している。政府が共生に関心を示すようになったのは、これよりずっと後のことであった。このときの政府の関心は、被害に対するリドレスの試みのみならず、それとは必ずしも目的が一致しない経済や貿易上の利益とも連動していた可能性がある。脇阪は、興味深いことにラテンアメリカから移民してきた日系人に、特に関心が集まっていると指摘する。これは、彼らが労働者として日本経済において果たしている役割のためである。また、ラテンアメリカの新興経済国との関係を築く上で、日系人が重要な役割を果たしているこ

ともその理由であろう。日本の食の主権を確保するためにブラジルの農地は重要であり、またブラジルはポルトガル語圏のアフリカ諸国との架け橋を築くために重要な国と考えられている。アフリカも、食糧安全保障の点で、また多数の国において高まっている中国の影響力に対抗するという点で重要視されている。本林（Motobayashi 2015）は、ブラジルにおける言語教育プログラムその他の様々な開発にかかわる日本人ボランティアの訓練や、現在の政治経済情勢に連動した日本の遺産や国籍に対する概念の変化を考察する中で、これらの問題に触れている。

国内環境のダイナミクスがもつ多様性への関心が、世界の経済や政治のダイナミクスとどのように関係しているのか——これが『多様性を売り込む』（Abu-Laban and Gabriel 2011）の主要テーマである。この著作では、1980年代以降のカナダにおける多様性の考え方の変化を、二人の政治学者が検討している。彼らは、雇用の公平、移民、多文化主義というカナダ公共政策の3つの主要分野において、例えばコミュニティや責任ではなく、むしろビジネス、特に市場、効率、競争力や利己主義に関係する基本原理がますます強調されるようになってきたと述べている（Abu-Laban and Gabriel 2011: 20）。このために正義や尊敬への取り組みが、完全に放棄されているとは言えないまでも弱くなっている（Abu-Laban and Gabriel 2011: 12）。アブ・ラバンとガブリエールは、1980年代に多文化主義がビジネス上の利点になるという見方が強まるにつれ、多文化主義のある面が、個人の自由よりも集団の権利を重視していると批判されるようになったと指摘している。短命に終わった多文化主義・公民権部は、その機能をカナダ文化遺産省へと移した。これは文化の維持と保全の支援から、カナダへの愛着心の促進へと軸足が移ったことに伴う移行であった（結果的に民族文化組織に対する資金援助は減少し、その獲得合戦が激化した）。多文化プロジェクトのための資金援助は、ピークであった1990年代初頭には年間2,700万ドルであったが、1996年から97年までに1,870万ドルまで大幅に減額された（Abu-Laban and Gabriel 2011: 115）。多くの謝罪と同時に少額の金銭的賠償が行われたが、それらが「口先だけのもの」とみなされる所以であろう——賠償のために政府が負担した資金は、通常の継続的な取り組みに拠出される資金よりも少なかったのである。それよりもむしろ、アブ・ラバンとガ

ブリエールの研究によれば、オーストラリア政府が「生産的多様性 (productive diversity)」と呼ぶもの、すなわちビジネス、貿易、多文化主義・多様性の間の連携促進に重点が置かれた。具体的には、民族文化やビジネス関係者の名簿作成、民族文化的なビジネスコミュニティのネットワーク構築、多様性の尊重がどれほどの経済効果をもたらすかに関する研究への資金供与、カナダと環太平洋諸国との貿易関係の強化のための方法の検討、人材・多様性・グローバルな競争力の課題にどう対処するかを考える会議の開催などが行われてきた (Abu-Laban and Gabriel 2011: 116-7)。カナダの多文化主義に関するノウハウは、ヨーロッパ、アフリカ、そしてもちろんアジアでも幅広く応用されている。アブ・ラバンとガブリエール (Abu-Laban and Gabriel 2011: 122) が指摘しているように、在カナダ日本大使は、グローバリゼーションが進む中、日本経済を発展させるための戦略として、カナダの多様性に関する政策の経験に興味を示してきた。多文化主義についての批評的アプローチに関して、トロント大学と未来共生プログラムの間で進行中の共同研究は、これらの展開と複雑に関係していると考えることができる。多文化主義とその批評に関する講座を未来共生プログラムの受講生に対して行う目的は、カナダの多文化主義の概要を伝えることだが、カナダ政府のようにそれを単に解決策として売り込むことではない。しかし、私たちが指導している大学院生たちはすでに多文化主義の問題に精通しているが、カナダが多文化主義を批評する方法を学ぶ場所として特にふさわしいと考えていることを指摘しておきたい。未来共生プログラムを支えている政府の資金供与は、このような日本の複雑な国際的・国内的な緊急課題のいくつかに対応するために始められた。アブ・ラバンとガブリエール (Abu-Laban and Gabriel 2011) は、国内の多文化主義政策と国際的な政治経済のアジェンダとの間で図られつつある新しい連携は、それらが民族や人種化と複雑に絡み合っているため、多くの場合に国家への包摂や帰属意識の重視からかけ離れて、ジェンダーや階級間の不公平に対する関心を削いでいると述べている。現在一つの課題となっているのは、包摂や国家の変化についての問題を見失わないようにするための方法は何かを考えることだろう。

このような多文化主義に対するアプローチの変化を、多様性の売り込み (すなわち、多様性を経済的目的のために利用すること) と考えれば、日系カナダ

人の強制収容についての承認にまつわる大きな謎の解明に役立つ。その謎とは、初めての承認あるいは謝罪が、カナダではなく日本で、1976年 (カナダでリドレス合意が締結される12年前) にビエール・トルドー首相により行われたということである (Miki 2004: 184)。当時、ロバート・ニクソンによる関税の引き上げで、カナダ製品を米国に輸出することがより困難になっていた。これに対してトルドーは、ヨーロッパや日本との経済関係強化に注力することで米国の経済・文化的影響を減じる「第三の方法」を打ち出した (Langdon 1983)。日本は、カナダの「ニュー・ウエスト (New West)」としてもはやされた。ミキはこの取り組みについて、日系カナダ人にはなく日本政府に最初に謝罪を申し出たことや、日系人をカナダ人として認めていなかったことを的確に批判している (Miki 2004: 311-2)。これは、日系カナダ人を標準的なカナダ人の概念から除外するのに役立つ一方で、市民権の持つ意味が国内から国家の枠組みを超えたものへと新しく変化していることを示している。トルドーは、日系カナダ人の技術力や才能を称賛することで、日本の技術力を間接的に称賛している。この謝罪が、自由貿易使節団が経済協力の枠組みについて交渉を進めようとする中で行われたことも重要である。それはグローバル化の時代にあって、国内の「多様性」のマネジメントがどれほどの経済的・政治的な波及効果をもたらすかをカナダ政府が認識し始めたことを示唆している。

このように謝罪における多様性は、自由主義の観点ではなく、新自由主義の観点から認識される。ヘンダーソンとウェイクハムによれば、「多文化主義的な『多様性』と『相違』は、フォークロア化 (folklorization) や商品化 (commodification) とは相容れない厄介な要素を含んでいる」が、リドレスの政策と歴史の清算によって「そのような要素の持つ論理的優位性が強められると思われる」という (Henderson and Wakeham 2013: 14)。それらはまた、国家の視点からみて何を被害と判断するのか線引きするのに役立つ。ある一定の行為だけが謝罪の対象となるからである。カナダでは、リドレスを要請できる行為が慎重に定義されている。例えば、戦時中の政策であり非常時の異例な行動とみなされる、通常の形の移住ではないもの、あるいは国家による監視、拘留、労働政策などがこれに当たる。当然ながら、リドレス要請に対応できるものは変化する。例を挙げると、住み込みの介護者 (カリブ海地域から、後にはフィ

リピンから圧倒的な数の人々が雇われた)の雇用を許可した移民法は、労働搾取の際たるものだというレッテルを多くの活動家に貼られた。第三世界から雇用された女性たちは、強制的に監禁されたり、経済的・性的な搾取を受けたりすることが多かったのである。2014年の未来共生プログラムに参加した学生たちは、こうした介護者(その大半がフィリピン人であった)の支援を行っているフィリピン女性センター(Philippine Women's Centre)を訪問した¹²。例えばもしフィリピンがもっと力のある貿易国となり経済力をつければ、このような労働に関する政府の枠組みは変化するのではないか(すでにこうした労働を規定する法律の一部が国内で変更されている。)。被害者のほとんどがフィリピン人に限られるというこの種の労働搾取に対する謝罪は現在または将来行われるのだろうか。

ヘンダーソン(Henderson 2013)は、先住民に対する寄宿学校強制入学やウクライナ系カナダ人の強制収容(前者は高齢の被害者、後者は主に成人男性の被害者が対象)に対する賠償により、「子どもの強制的監禁」に焦点が当てられるようになった経緯を指摘している。第一次世界大戦中、500人のウクライナ系カナダ人(大半が男性)が、オーストリア・ハンガリー帝国の旧市民として強制労働収容所に拘留された。ウクライナ系カナダ人の強制収容の場合、選挙権の剥奪、国外退去、経済的搾取、共産主義・社会主義の同調者に対する労働運動家によるハラスメントなどといった他の被害もあった(Henderson 2013: 66)。19世紀後半から20世紀後半にかけて、カナダ国家への強制的な同化を進めるために、カナダ政府は先住民の子どもたちに寄宿学校での教育を義務付けた(最後の寄宿学校が閉鎖されたのは1996年)。少なくとも150,000人の子どもたちが、多くの場合は強制的に家族から引き離された。寄宿学校では、多くの子どもが性的・身体的な虐待を受けた(詳細については付録を参照)。先住民グループは、土地、資源、主権、先住民の地位に関する要求を続けている(Henderson 2013: 67)。寄宿学校強制収容に対する謝罪は急速に、企業家精神や財務説明責任、そして政府の支援を必要としない独立心を養うための「適切な」教育に関する議論へとつながっていった。ヘンダーソンは、これが別の種類の多様性の議論——反差別(anti-discrimination)よりも、むしろ商品化可能な相違によって生じた資本の「無差別」(indiscrimination of capital)と関連する多様性——で

あると主張している(Henderson 2013: 73)。

しかし、ヘンダーソンとウェイクハム(Henderson and Wakeham 2013)は、カナダにおける謝罪に関連するテーマ——移民の文化、市民権と民族性、証言と真実を語ること、悲嘆や哀悼、リドレスと多国籍主義など——を広範に取り上げている近著の中で、謝罪の対象になるとは考えられていない種類の被害(例えば、労働搾取や現在では不適切とされる医学的干渉など)に注目している。これらに対しては謝罪が拒否されているばかりでなく、謝罪が対応の選択肢として捉えられてさえいないのである。ヘンダーソンとウェイクハムは、どのような被害がリドレスの文化の対象外になるのかを検討している(Henderson and Wakeham 2013: 12)。彼らはまた、謝罪が人種化された差異(racialized forms of difference)と深く関わっていることを指摘し、それによってコミュニティ内部の差異がどう解消されるのかを考察している。さらに、「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容に反対する世界会議(World Conference Against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance)」についてのカナダの意見の中で、過去の人種差別的な不正行為に対する謝罪要請は、「人種と関係のない」ものと明確に区別されていた。ヘンダーソンとウェイクハムは、そのような境界線がどう引かれているのか、また何が「人種に関係する」被害として理解されるのかを検討している(Henderson and Wakeham 2013: 10-11)。また、ある形態のリドレス(日系カナダ人へのリドレス協定の一環としてのカナダ人種関係基金の設立など)が、人種についての概念を疑問視するのではなく、固定しているのではないかと考察している。さらに、人種についてのそのような理解は、現在の運動にも見られると指摘している。国家が「割り振っている」和解において、「現在強調されているのは、モザイク社会を形成するタイルのような各民族と彼ら自身の痛ましい過去に対する関係である。これは今なお残る傷を癒すことを目的としている。グローバルな競争力を強化するために常に改善やイノベーションをめざす国家のプロジェクトに、彼らはこの傷のせいで完全には帰属意識を持ってないでいる」と指摘する(Henderson and Wakeham 2013: 13)。ダイアン・ミッリオン(Dian Million 2013)は、新自由主義のエートスがトラウマになっていると述べている。トラウマの理論は、被害者を沈黙させるのではなく、和解政策によって解消する必要のある圧倒的

な暴力の存在を前提としている。その焦点は政治面よりも感情面に当てられる。先住民の感情のマネジメントを重視することは、規律的な植民地主義や福祉国家活動に取って代わる、ミッリオンが「ネオリベラル多文化主義の生政治 (neoliberal multicultural biopolitics)」と呼ぶものの一部である (Million 2013: 8)。

感情——さらにはしばしば、ジェンダー、性、家庭生活の親密さの政治学——に焦点を置くことは、「人間開発」、「人的資本」あるいは「キャパシティ・ビルディング (能力強化)」の名のもとでの政治的、経済的、感情的管理のひとつである (Million 2013: 11)。ミッリオンは、先住民グループにとって、民族自決と、トラウマについての知識を活用した感情的・精神的なセルフケアに関する国家プロジェクトとが複雑な関係にあると指摘している (Million 2013: 6)。先住民族は、彼らの主権や国家における地位を主張する方法として、また開拓者植民地主義に基づいて国家が彼らの経済、教育、健康に与える不利な影響に抗議する方法として、自己統治を望むことが多い。しかし民族自決をめざす先住民運動は、国家的な予算の削減および自己管理や自立を重視する新自由主義的な権限の移譲と必ずしも折り合わないわけではない (Million 2013: 3)。カナダの各レベルの政府もまた、一定の費用、特に福祉国家としての機能を果たすための費用の負担軽減に興味を示している。

ミッリオンの研究 (Million 2013) は、新自由主義の時代における先住民のトラウマ論の重要性について議論している。これは主にローズ (Rose 1999) との対話のような形で展開し、フーコーのセクシャリティに関する研究の系譜に匹敵する、西洋諸国における感情研究の系譜を汲んでいる。そして、感情が個人の中にある生理的な力としてどのようにして現在の形を成し、自己についての内なる真実に到達できるようになったのかを検討し、またセクシャリティと感情への拘泥がいかにして西洋の後期資本主義の典型的な特徴の一つになったのかを考察している。ローズは、多くの西洋国家において「市民権は主として、仕事からショッピングに至るまでの様々な個人・企業・準公的な活動における、自由だが責任を伴う選択という行為を通して実現される」と述べている (Rose 1999: xxiii)。同時に、このような市民権についての見解は、消費を通じた選択や自己実現の賛美につながり、また自己制御ができない状態となる「心の病気」が注目されることにもつながっている (各感情論の批評については、

(McElhinny 2010) を参照)。この点で、このような新自由主義的な自己の完全な実現を妨げるものとしてトラウマを理解することができるだろう。

6. 再び、謝罪について

謝罪は、歴史的な不正行為に対処するために必要とされることが多いが、それだけでは不十分である。往々にして付加的な措置を伴わない謝罪は、公的な記憶から好ましくない箇所を削除して危険のないものとし、過去の破壊的な危険をはらむ事件を「もみ消す」ための手段とみなされる。このような手段に使われた場合の謝罪に関する懸念は、本誌協阪が「共生」の利用のされ方について指摘している懸念と同様のものである¹³。つまり、不公平に完全に対処することなく、歴史的な被害をおそらくは完全に考慮したものでもない方法で、平和的な共存と同化のために謝罪が利用されるという懸念である。謝罪は尊厳や共感にかかわるものであり、それはしばしば必要である (Henderson 2013)。先述したフィル・フォンティーンが雄弁に語ったように、謝罪には、誠意、寛大さ、謙虚さ、献身、勇気が必要になる。しかしそれだけでは不十分であり、それ以上のものがなければ、謝罪は人種主義的な不正行為を国家の発展のための道標とすることの繰り返しになる。もし歴史が大きく書き換えられなければ、適切な補償が受けられなければ、また同じような政策が改められなければ、新自由主義の時代にあつて謝罪は口先だけのものと受け止められるだろう。現在すでに、そう受け取られている場合がある。上述の通り、謝罪やリドレス合意のいくつか (例えばカナダの北極圏地域への移住、中国人に対する人頭税課税、寄宿学校、駒形丸事件に対する謝罪) は、当初において不十分とみなされ、今なおそうみなされている。謝罪やリドレスが不完全であるかも知れないと示唆するよりも、むしろそれらを修正する必要があるとすれば、それはまさにこのようなりドレスがたしかに必要な一方、それ以上のものが常に求められるということを示している。一つには、同じまたは類似した被害を繰り返すまいとする政府の取り組みや、継続中の問題が監視されず、そのための行動が取られていないためである。

しかし近年、興味深い展開があった。様々なグループが徐々に、それぞ

れの謝罪が何を意味するのか、また進歩的な運動の次なるステップはどうあるべきなのかを総合的に考え始める中、被害を相対的に考えることを意図した要求によってグループ間の結束が促進されているのである。顕著な例として、全国日系カナダ人協会 (National Association of Japanese Canadians) の法律顧問は、先住民による土地の返還要求に関する幅広いバックグラウンドを持っていたということがある (Miki 2004: 232)。先住民ヒーリング財団 (Aboriginal Healing Foundation) が発行した3巻の書籍のうちの1巻 (Mathur et al 2011) は、カナダ先住民や有色人種にかかわる人種主義と植民地主義の相互に関係する経験に焦点を当てている。トロント大学のオンラインジャーナル *Decolonization* (脱植民地化) も同様である。

未来共生プログラムのように、大阪とトロント、日本とカナダの間で促進されている国際交流も、社会正義を実現するための重要なツールである。これらの交流により、どのように取り組みを進めていくかについて新しいアイデアを得ることができる。またこのような交流のおかげで、現在の(そして変化した形の)植民地主義や資本主義によって、どのように社会正義への努力が失われ弱められてしまうのかを共に考えていくことができる。さらに、国際的な視点を利用すること、また圧力をかけることが、特に効果的な場合には、それも可能になる。2015年6月に、未来共生プログラムの主催によりトロント大学の教員が大阪の重要な施設をいくつか訪問した。この時、アジア・太平洋人権情報センターの担当者は、同センターが現在行っている国際社会における人種差別と侮辱行為への反対活動に注目を集める必要性を指摘した。カナダで起きている重要な変化の一部(例えば、女性の先住民に対し、彼女たちの先住民としてのステータスを認めないという性差別がなくなったこと (cf. Lawrence 2003)) は、地元の社会運動と相まって、国際社会から圧力を受けたことによるものである。これらの複雑に絡み合った歴史はすべて、さらに注目していくに値する。歴史の生み出す運動に注目することが必要である。

注

- 1 このリドレス合意は、日系アメリカ人に対するリドレスといくつかの類似点がある。日

系アメリカ人には一人当たり20,000ドルが補償されたが、日系カナダ人には一人当たり21,000ドルが補償された。後者の金額がわずかに上回っているのは、日系カナダ人に対する扱いが、いくつかの点で日系アメリカ人に対するそれよりも過酷であったことを意味している。日系カナダ人の財産および所有物は、所有者の合意なく整理され、強制収容者は収容施設の費用の負担を強いられ、1945年以降も沿岸地方に帰還することを許されなかった(その他の詳細についてはMiki 2004: 42を参照)。

- 2 原文: 「one of the last gasps of liberalism and of Canadian nationalism」(编者コメント)。
- 3 2014年および2015年にトロント大学で実施された多文化主義とその批評についての未来共生プログラム集中セミナーの一部として、謝罪に関するこうした議論が行われた。
- 4 カナダの多文化主義の歴史およびそれに関する批評についての他の論説については、Chazan, Helps, Stanley and Thakkar (2011)、Haque (2012)、Thobani (2007)を参照。
- 5 「ファースト・ネーション」(First Nations)は、カナダに住んでいる先住民たちの一部を指す一般呼称である(编者コメント)。
- 6 学生たちは、日系カナダ人のリドレス運動を進めているコミュニティの主催者との面談を希望した。この要望を実現するための取り組みは進行中であり、今後も続けていく。
- 7 しかし、カナダ首相は最終的な声明で「謝罪」という言葉を用いた。謝罪の全文は以下の通りである。「私はここに、カナダ下院の議員全員を代表して、日系カナダ人に、彼らと彼らの家族、遺産に対する過去の不正に関し、カナダ議会からの公式かつ真摯な謝罪を申し上げ、またあらゆる出自のカナダ人に、このような侵害行為をカナダにおいて二度と起こさないことを厳粛に誓います」(1988年9月22日、カナダ議会上院でのブライアン・マルルーニー首相の発言)。マルルーニー首相の謝罪の映像クリップについては、<http://asia-canada.ca/new-attitudes/fairness-and-tolerance/apology> (2015/9/27アクセス)を参照。この謝罪は64ワードで構成されていた。これ以降の謝罪ははるかに長くなり、複雑な歴史的説明が盛り込まれる傾向にある。いくつかの演説は、複雑な方法を用いてカナダには罪がないことを証明しようとし、謝罪の声明を反復しているとみられるものもある。例えば、中国人に人頭税を課したことに対する謝罪は859ワード、寄宿学校の元生徒への謝罪は863ワードで構成された。これらの謝罪文は、ヘンダーソンとウェイクハムの論文 (Henderson and Wakeham 2013) に記載されている。また、これらの長文の謝罪については、チョ (Cho 2013) とマッケイ (Mackey 2013) が分析を行っている。
- 8 ここでは謝罪の定義については取り上げないが、それについてはBatisella (2014)、Fraser (1981)、Holmes (1989)、Lakoff (2003)、Smith (2008)を参照。
- 9 ノーブルスの著書 (Nobles 2008) には、このうち2件(日本人の強制収容に対する謝罪と、先住民の寄宿学校強制入学に対する1998年の謝罪)のみが挙げられている。
- 10 ジェイムスの評価基準は以下の通りである。その謝罪は公式に文書化されているか。謝罪には問題となっている不正行為が明確に述べられているか。謝罪には責任を認めることが述べられているか。謝罪には遺憾の意を表す文言が入っているか。謝罪は当該の行為を繰り返さないことを誓っているか。謝罪は許しを請うものであるか。謝罪は偽善的あるいは独断的に

- なっていないか。謝罪は、不当な扱いを受けた人々のグループが、謝罪が心からのものであると納得できるよう、威厳と誠意ある方法で彼らに向き合っているか。謝罪は、(1)広報活動、(2)謝罪セレモニー、(3)具体的な賠償の提供によって、彼らに向き合っているか。
- 11 本稿において、「リドレス」(redress)という言葉は、日系カナダ人などのマイノリティへの謝罪に伴う補償や是正措置を示す(编者コメント)。
 - 12 この2014年のもっとも興味深いフィールドトリップは、学生たちの圧倒的な支持を得た。その理由の一つは、受講生の多くがこのようなプログラムが日本で実施可能かを検討したいと考えるようになったからである。しかし彼らは不公平感を感じ、それを断念した。ある生徒は「私は間違った質問をしていた」と述べた。また学生たちは、フィリピン女性センターに改めて強い関心を示した。このセンターは、多文化主義に対する批評を展開しているコミュニティ組織のうち学生たちが最初に訪問した場所であったためだが、その時点までの学生たちは、多文化主義を学術的なものと考えていた。また同センターは、政治的義務の制約を受ける機関からの資金援助は受けておらず、ケータリング事業などによって資金を調達している。未来共生プログラムの受講生にも、素晴らしい昼食のケータリングをしてくれた。
 - 13 共生に関する日本の事例は、本誌脇阪を参照されたい。

参考文献

- Abu-Laban, Yasmeen and Christina Gabriel
 2011 *Selling Diversity: Immigration, Multiculturalism, Employment Equity and Globalization*. Toronto: University of Toronto Press.
- Alfred, Taiaiake
 2009 Restitution is the Real Pathway to Injustice for Indigenous Peoples. In Gregory Younging, Jonathan Dewar and Mike Gagne (eds.) *Response, Responsibility and Renewal. Canada's Truth and Reconciliation Journey*, pp.163-172. Aboriginal Healing Foundation Research Series.
- Bartels, William K.
 2000 The stormy seas of apologies: California provides a safe harbor for apologies made after accidents. *Western State University Law Review* 28: 141-157.
- Batisella, Ed
 2014 *Sorry About That: The Language of Public Apology*. Oxford University Press.
- Bauder, Harald
 2011 Closing the immigration-Aboriginal parallax gap. *Geoforum* 42(5): 517-19.
- Byrd, Jodi
 2011 *The Transit of Empire: Indigenous Critiques of Colonialism*. University of Minnesota Press.
- Chazan, May, Lisa Helps, Anna Stanley and Sonali Thakkar

- 2011 *Home and Native Land: Unsettling Multiculturalism in Canada*, pp.1-11. Toronto: Between the Lines.
- Cho, Lily
 2013 Redress Revisited: Citizenship and the Chinese Canadian Head Tax. In Jennifer Henderson and Pauline Wakeham (eds.) *Reconciling Canada: Critical Perspectives on the Culture of Redress*, pp.87-99. Toronto: University of Toronto Press.
- Cohen, Jonathan
 1999 Advising clients to apologize. *Southern California Law Review* 72: 1009-1069.
- Coulthard, Glen
 2011 Subjects of Empire: Indigenous peoples and the 'Politics of Recognition' in Canada. In Chazan, May, Lisa Helps, Anna Stanley and Sonali Thakkar (eds.) *Home and Native Land: Unsettling Multiculturalism in Canada*, pp.31-50. Toronto: Between the Lines.
- Erasmus, Georges
 2011 Introduction. In Ashok Mathur, Jonathan Dewar and Mike DeGagné (eds.) *Cultivating Canada: Reconciliation through the Lens of Cultural Diversity*, pp.vi-x. Ottawa: Aboriginal Healing Foundation.
- Exline, Julie, Deshea L. and Holeman, V.
 2007 Is apology worth the risk? Predictions, outcomes and ways to avoid regret. *Journal of Social and Clinical Psychology* 26: 479-504.
- Fraser, Bruce
 1981 On apologizing. In F. Coulmas (ed.) *Conversation Routine: Explorations in Standardized Communication Situations*, pp.259-271. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Haque, Eve
 2012 *Multiculturalism within a Bilingual Framework: Language, Race and Belonging in Canada*. Toronto: University of Toronto Press.
- Harvey, David
 2005 *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- Henderson, Jennifer and Pauline Wakeham (eds.)
 2013 *Reconciling Canada: Critical Perspectives on the Culture of Redress*. Toronto: University of Toronto Press.
- Henderson, Jennifer
 2013 The Camp, the School and the Child: Discursive Exchanges and (Neo)liberal Axioms in the Culture of Redress. In Jennifer Henderson and Pauline Wakeham (eds.) *Reconciling Canada: Critical Perspectives on the Culture of Redress*, pp.63-86. Toronto: University of Toronto Press.

- Henderson, Jennifer and Pauline Wakeham
 2013 Introduction. In Jennifer Henderson and Pauline Wakeham (eds.) *Reconciling Canada: Critical Perspectives on the Culture of Redress*, pp.3-31. Toronto: University of Toronto Press.
- Holmes, Janet
 1989 Sex differences and apologies: one aspect of communicative competence. *Applied Linguistics* 10(2): 194-221.
- Howard-Hassman, Rhoda and Mark Gibney
 2008 Introduction: Apologies and the West. In Mark Gibney, Rhoda Howard-Hassman, Jean-Marc Coicaud and Niklaus Steiner (eds.) *The Age of Apologies: Facing Up to the Past*, pp.1-12. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- James, Matthew
 2008 Wrestling with the Past: Apologies, Quasi-apologies and Non-Apologies in Canada. In M. Gibney, Rhoda Howard-Hassman, Jean-Marc Coicaud and Niklaus Steiner (eds.) *The Age of Apology: Facing up to the Past*, pp.137-153. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 2013 Neoliberal Heritage Redress. In Jennifer Henderson and Pauline Wakeham (eds.) *Reconciling Canada: Critical Perspectives on the Culture of Redress*, pp.31-46. Toronto: University of Toronto Press.
- Kelly, Fred
 2011 Confession of a Born-Again Pagan. In Marlene Brant Castellano, Linda Archibald and Mike DeGagne (eds.) *From Truth to Reconciliation: Transforming the Legacy of Residential Schools*, pp.13-44. Aboriginal Healing Foundation Research Series.
- Lakoff, Robin
 2003 Nine ways of looking at apology: the necessity for interdisciplinary theory and method in discourse analysis. In D. Schiffrin, D. Tannen and H. Hamilton (eds.) *Handbook on Discourse Analysis*, pp.199-214. Oxford UK and Malden, MA: Blackwell.
- Langdon, Frank
 1983 *The Politics of Canadian-Japanese Economic Relations, 1952-1983*. Vancouver: University of British Columbia Press.
- Lawrence, Bonita
 2003 Gender, race and the regulation of Native Identity in Canada and the United States: An overview. *Hypatia* 18(2): 3-31.
- Llewellyn, Jennifer
 2011 Bridging the Gap Between Truth and Reconciliation: Restorative Justice and the Indian Residential Schools Truth and Reconciliation Commission. In Marlene Brant Castellano, Linda Archibald and Mike DeGagne (eds.) *From Truth to Reconciliation: Transforming the Legacy of Residential Schools*, pp.183-204. Aboriginal Healing Foundation Research Series.
- Mackey, Eva
 2013 The Apologizers' Apology. In Jennifer Henderson and Pauline Wakeham (eds.) *Reconciling Canada: Critical Perspectives on the Culture of Redress*, pp.47-62. Toronto: University of Toronto Press.
- Mathur, Ashok, Jonathan Dewar and Mike Degagne
 2011 *Cultivating Canada: Reconciliation through the Lens of Cultural Diversity*. Aboriginal Healing Foundation Research Series.
- McElhinny, Bonnie
 2010 The Audacity of Affect: Gender, Race and History in Linguistic Accounts of Legitimacy and Belonging. *Annual Review of Anthropology* 39: 309-328.
- Miki, Roy
 2004 *Redress: Inside the Japanese Canadian Call for Justice*. Vancouver: Raincoast Books.
- 2011 By Turns Poetic: Redress as Transformation. In Ashok Mathur, Jonathan Dewar and Mike Degagne (eds.) *Cultivating Canada: Reconciliation through the Lens of Cultural Diversity*, pp.311-326. Aboriginal Healing Foundation Research Series.
- Million, Dian
 2013 *Therapeutic Nations: Healing in an Age of Indigenous Human Rights*. Tucson: University of Arizona Press.
- Miyagawa, Mitch
 2011 A Sorry State. In Ashok Mathur, Jonathan Dewar and Mike Degagne (eds.) *Cultivating Canada: Reconciliation through the Lens of Cultural Diversity*, pp.351-364. Aboriginal Healing Foundation Research Series.
- Motobayashi, Kyoko.
 2015 *Nihongo-Japanese in the Politics of the Japanese State*. Ph.D. dissertation. University of Toronto.
- Nobles, Melissa
 2008 *The Politics of Official Apologies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Pavlick, Donna
 2002 Apology and mediation: the horse and carriage of the twenty-first century. *Ohio State Journal on Dispute Resolution* 18: 829-865.
- Rayner, Jay
 2004 *Eating Crow*. Simon and Schuster.

Rice, Brian and Anna Snyder

- 2011 Reconciliation in the Context of a Settler Society: Healing the Legacy of Colonialism in Canada. In Marlene Brant Castellano, Linda Archibald and Mike DeGagne (eds.) *From Truth to Reconciliation: Transforming the Legacy of Residential Schools*, pp.45-63. Aboriginal Healing Foundation Research Series.

Robbenolt, Jennifer K.

- 2005 What we know and don't know about the role of apologies in resolving health care disputes. *Georgia State Law Review* 21: 1009-1027.

Rose, Nikolas

- 1999 *Governing the Soul: The Shaping of the Private Self* (2nd ed.; 1999). London: Routledge.

Smith, Nick

- 2008 *I was Wrong: The Meaning of Apologies*. Cambridge: Cambridge University Press.

Thobani, Sunera

- 2007 *Exalted Subjects: Studies in the Making of Race and Nation in Canada*. Toronto: University of Toronto Press.

Todres, Jonathan

- 2006 Toward healing and restoration for all: reframing medical malpractice reform. *Connecticut Law Review* 39: 667-737.

Wolfe, Patrick

- 2006 Settler colonialism and the elimination of the native. *Journal of Genocide Research* 8(4): 387-409.

付録：カナダにおける謝罪・準謝罪・和解声明の年表

(詳細については、James 2008; Henderson and Wakeham 2013 を参照)

1985 ～ 1994 年 第一次世界大戦中のウクライナ系カナダ人強制収容に対する

謝罪の要請

概要：ウクライナ系カナダ人約5,000人が、第一次世界大戦中にオーストリア・ハンガリー帝国の旧市民として強制労働収容所に拘留された。一部の被害者は現金や貴重品を没収された。また、ブルガリア人、ルーマニア人、ポーランド人の合わせて約5,000人も同様に拘留された(拘留経験者は現在、全員死亡している)。

謝罪：拘留経験者が全員死亡した後、謝罪要請は取り下げられた。

リドレス：バンフ国立公園にこの歴史を伝える銘板を設置(他23カ所に同様の銘板設置を要請)

1988 年 日系カナダ人に対するリドレス合意

概要：1942年から1945年にかけて、日本人を祖先とするカナダ人全員(約20,880人)がブリティッシュコロンビア州沿岸部から立ち退きを命じられた(内陸部への移住、あるいは強制送還)。家屋、財産、会社などが無償で没収され、拘留のための費用に充てられた。

謝罪：ブライアン・マルルーニー首相は、カナダ議会下院にて公式に謝罪した。日系カナダ人は、傍聴席で沈黙を守るようにという指示を明らかに受けていた(しかしミキが報告しているように、彼らはそうしなかった(Miki 2004))。

リドレス：18,000人に個人補償として21,000ドル、日系カナダ人コミュニティの開発費用として1,200万ドル、カナダ人種関係基金の設立費用として2,400万ドルが支払われた。また、被害を受けた日系カナダ人それぞれに、過去に政府による不当な取り扱いがあったという事実を認めた承認状が送られた。

1990 年 謝罪：第二次世界大戦中のイタリア系カナダ人拘留に関する謝罪

概要：イタリア系カナダ人約700人(当時のイタリア系カナダ人の1%に相当)が、ファシスト集団で指導的役割を果たしたことを理由

に拘留された。銀行口座は凍結され、財産の一部は差し押さえられた。

謝罪：ブライアン・マルルーニー首相は、カナダ系イタリア人ビジネス専門職協会 (Canadian Italian Business Professional Association) / イタリア系カナダ人全国協議会 (National Council of Italian Canadians) との昼食会にて謝罪を行った。謝罪はプレスリリースにも記載された。

リドレス：マルルーニー首相は賠償の意向を示唆したが、結局賠償は実施されなかった。歴史をごまかそうとする問題行為ではないかという見方もあった。

1996年 北極圏移住に関する和解合意

概要：イヌイット90人が、ケベック州北部から1,800マイル北への移住を強制された。これは彼らの伝統的な(最低水準での)生活を「取り戻す」ためとされたが、カナダ連邦政府が人口の希薄なカナダ極北地方の所有権を主張することが目的だった。強制移住は1950年代から実施され、1988年まで続いた。

強制的な和解：1996年、謝罪は行われなかったが、イカルイトで調印式が行われた。あまり広く報道されず、プレスリリースの付録という形で合意書が出された。その後、2010年に先住民問題担当大臣が謝罪とリドレスを行ったが、それは謝罪をしないことでその後に生じうる要請を、事前に阻止するための手段だと考えられた。カナダ議会下院で首相が行ったものではなかったため、多くの人々がこれを不十分だと考えた。

リドレス：リドレス対象者は、当時の理解に基づいて、政府高官がイヌイットの最大の利益のために良心的な意志を持って行動したことを認めるよう要求された。1996年、移住を強制された人々やその家族のための1,000万ドルの信託基金が設立された。

1998年 先住民族との和解声明

概要：政府会議室での昼食の席で、先住民問題北方開発担当大臣ジェーン・スチュワートは、カナダが過去に行った植民地的支配について遺憾を表明し、寄宿学校を始めとする様々な植民地主義によ

る被害を認めた。

リドレス：この遺憾の言葉は、「先住民に関する王立委員会 (Royal Commission on Aboriginal Peoples)」が1996年に提出した報告書と関連している。この報告書がもたらした結果の一つとして、先住民コミュニティにおけるヒーリングの取り組みを促進するための先住民ヒーリング財団 (Aboriginal Healing Foundation) 設立に3億5千万ドルが拠出された。

2003年 2003年国王宣言(大艱難[アカディア人強制追放]に関する宣言)

概要：1755年から、英国はフランス語を話すアカディア人を現在のカナダの沿岸地域から追放し始めた。14,000人のアカディア人のうち約11,500人が、13の米国植民地、英国、フランス、ニューオーリンズへ強制的に移送された。

謝罪は行われなかったが、エリザベス女王は2003年国王宣言(正式には「宣言」)を發布。アカディア人強制追放の事実を認め、毎年7月28日を「大艱難記念日 (A Day of Commemoration of the Great Upheaval)」に指定した。

リドレス：「大艱難の日」を指定。

2006年 謝罪：中国人への人頭税に関するリドレス

概要：中国からの移民は、いわゆる「人頭税」として移民にかかる法外な料金の支払いを要求された(1885年から1900年には50ドル、1900年から1903年には100ドル、1902年から1923年には500ドル)。1923年から1960年代後半には、実質的に中国からの移民は禁止された。

謝罪：カナダ議会下院にて、スティーヴン・ハーパー首相が謝罪した。リドレス：存命の人頭税対象者とその配偶者に20,000ドルが支払われた。運動が始まった1984年には2,000人の生存者がいたが、リドレスの時点には20人しか生存しておらず、このリドレスは象徴的な謝罪だと捉えられている。他の対象者の子孫らは、リドレス請求を継続中である。

2008年 謝罪：先住民の子どもたちを家族から引き離し寄宿学校へ強制入学

させたことに対するカナダ政府の関与に関する謝罪

概要：19世紀後半から20世紀後半にかけて、カナダ国家への強制的な同化を進めるために、政府は先住民の子どもたちに寄宿学校での教育を義務付けた（最後の寄宿学校が閉鎖されたのは1996年）。寄宿学校の多くは宗教団体によって運営されていた。少なくとも150,000人の子どもたちが、多くの場合は強制的に、家族から引き離された。寄宿学校では、多数の子どもたちが性的・身体的な虐待を受けた。不十分な健康管理や栄養不足のために死亡した子どもたちも多かった。多くの寄宿学校では「先住民を消滅させることによって子どもたちを救う」という方針を取っていたため、子どもたちもまた、先住民の言語や名前を使ったり、兄弟姉妹と交流したりすると体罰を受けるなど、先住民の文化的伝統に対する甚だしい暴力にあった。

謝罪：カナダ下院にて、スティーヴン・ハーパー首相が謝罪を行った。1980年代中頃から、カナダ政府の声明に先立ち、様々な宗教グループ（合同教会、無原罪マリア献身修道会、英国国教会、長老派教会）が寄宿学校への関与について懺悔、告白、謝罪の声明を出した。ローマカトリック教会は、それよりも遅く2009年に「哀悼の意」を表明した（Henderson and Wakeham 2013: 321）。先住民のリーダーたちは、（以前の謝罪とは異なり）これらに返答する機会を与えられた。

リドレス：先住民寄宿学校和解協定（Indian Residential School Settlement Agreement [IRSSA]）が締結された。これはカナダ政府、教会、被害者代表の弁護士、およびカナダ先住民会議の間で決められた総合的和解協定である。内容は以下の通り。

- ・共通体験支払金（Common Experience Payment、略称CEP）：リドレス対象となる元寄宿学校生全員に支払われる。
- ・独立評価プロセス（Independent Assessment Process、略称IAP）：先住民寄宿学校における性的虐待、深刻な身体的虐待その他の不当行為の解決要求への対応。
- ・真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission、略称

TRC）：7つの民族イベントの開催、コミュニティのイベント支援、歴史公文書の作成、寄宿学校制度とその影響についての認識向上を行う。

- ・記念行事：先住民寄宿学校の元生徒およびその家族やコミュニティに敬意を払い、教育し、記憶し、記念し、賛美するための地元・地域・国家の活動を支援するための2千万ドルの取り組み。
- ・ヒーリング支援対策：先住民寄宿学校健康支援プログラム（Indian Residential Schools Resolution Health Support Program）など。

TRCのレポートは2015年春に発表された。

2008年 駒形丸事件に関する謝罪

概要：1914年、船舶「駒形丸」はインドから376人の乗客を乗せてバンクーバーに到着したが、彼らは上陸を許可されなかった。カナダ連邦政府は、すべての移民は出生国から直行便で到着しなければならないという「無寄港旅行（continuous journey）」法を1908年に制定し実施していた。この法律はインドからの移民を制限することを意図していた。インド人乗客は、彼らが英国臣民であり、大英帝国のどの場所にも訪問する権利があると訴えた。しかし結局、駒形丸はインドへの帰還を強いられた。帰国すると、英国によるインド統治に対する暴動を扇動したとみなされて乗客の多数が投獄され、何名かが射殺された。

謝罪：ブリティッシュコロンビア立法府およびカナダ議会下院が謝罪を行った。同年、コミュニティの集会で首相が謝罪を行った（コミュニティグループはこれを公式謝罪として認めていない。カナダ議会下院での謝罪の要請はまだ実現していない）。

リドレス：謝罪を伴うリドレスは行われていないが、連邦政府による謝罪において、記念碑あるいは記念館の設立の可能性が示唆された。

2010年 アフリクビルに対する謝罪

概要：1964年から1967年にかけて、アフリクビルの住民が彼らのコミュニティからの立ち退きを強いられた。アフリクビルは、ハリ

ファックスに古くからある黒人コミュニティであり、1812年の戦争時にこの地を約束された黒人の王党員によって建設された。

謝罪：ハリファックス市長が謝罪を行った。

リドレス：ハリファックス市とカナダ政府は、コミュニティの教会のレプリカと記念館を設立するための25万ドルの遺産トラストを作った。賠償金として450万ドルが支払われた。「シービュー・パーク (Seaview Park)」と改名されていた地名は、「アフリクビル (Africville)」に戻された。